

令和4年度 第1回松本市空家等対策協議会 議事録

開催日時： 令和4年10月11日（火）  
午前10時00分から午前11時30分まで

開催場所： 松本市勤労者福祉センター 3-3会議室

出席委員： 臥雲義尚委員（松本市長）【代理出席：高野敬吾住宅課長】  
愛川直秀委員（長野県弁護士会松本在住会）【会長】  
大出 繁委員（長野県司法書士会）【副会長】  
武者忠彦委員（国立大学法人信州大学経法学部）  
澤地和宏委員（公益社団法人長野県建築士会松筑支部）  
野口大介委員（一般社団法人長野県建築士事務所協会松筑支部）  
橋口充志委員（公益社団法人長野県宅地建物取引業協会中信支部）  
矢口則義委員（公益社団法人全日本不動産協会長野県本部）  
伊藤順一委員（社会福祉法人松本市社会福祉協議会）  
赤羽 勝委員（松本商工会議所）  
太田正道委員（松本市町会連合会）  
小林稔政委員（信州中古住宅流通ネットワーク）  
石坂達雄委員（松本警察署）【代理出席：近藤生活安全第一課長】  
降幡明生委員（松本広域消防局）【代理出席：柳澤予防課長】  
中村 均委員（松本建設事務所）  
小坂正則委員（長野地方法務局松本支局）

事務局： 住宅課 川久保課長補佐 須山主任 今井技師 加来事務員  
移住推進課 忠地課長 高橋課長補佐 金子主任

1 開会

「松本市空家等対策計画」の関係課名修正について（計画の該当ページを差替え）

2 あいさつ（高野住宅課長）

3 委員紹介

4 議事（進行：会長）

- (1) 松本市空家等対策計画に基づく空家等対策の取組状況について  
事務局から資料1、資料1-1、1-2、資料1-3を説明

【質疑回答】

（委員）

松本市空き家バンク利活用促進事業補助金について、こういった制度があれば事業者としてもありがたいのですが、こどもみらい住宅支援事業補助金等の国の補助との併用は可能ですか。

(事務局)

国の補助との併用が可能かというご質問にお答えします。基本的には併用可能ですが、県外移住者向けの改修費補助については、補助金の財源に国庫補助が充てられているため、この補助メニューについては併用できません。

(委員)

県外移住者向けの改修費補助は、なぜ県外からの移住者限定なのでしょう。例えば、長野市からの移住者は使えないのでしょうか。

(事務局)

県外からの移住者向けの改修費補助につきましては、国の補助制度を活用しております。国の補助制度の補助基準に準じているため、現状では県外からの移住者に限定しています。

## (2) 「住まいの終活ノート」について

事務局から資料2を説明

【エンディングノートの発行元より補足説明】

(委員(長野地方法務局))

法務局においては、相続登記の促進ということで、これまで法定相続情報証明制度、長期相続登記等未了土地の解消作業、また所有者不明土地の解消作業を実施しています。また、令和5年度4月以降、相続登記の義務化や、相続した土地の国庫帰属制度といった新たな施策も実施される予定となっております。

今回作成したエンディングノートを活用していただいて、空き家発生の未然防止を図る取組みに役立てていただければと思います。法務局といたしましても、登記情報の提供等により、空家等対策協議会の運営に協力をしていきたいと思っております。

(委員(長野県司法書士会))

作成した経緯ですが、まずみなさんに相続に興味を持ってもらうこと、相続をご自身のこととして捉えてもらい、相続登記をきちんとしていきたいと思います。という思いが根底にあります。今回長野県で作成したものは、全国でみると奈良県と大阪府で同じようなものを作成しています。

ひとつお願いなのですが、中をご覧くださいとおわかりのように、パスワードとIDを書くところがあります。ですので、お配りいただくときや電子データをダウンロードされる際に、冊子の管理について、十分ご注意ください。よう啓発していただければと思います。

【質疑回答】

(委員)

エンディングノートは個人情報満載なのですが、管理や保管は個人で行うものですか。それとも司法書士会や法務局で管理や保管をしてくれるのでしょうか。みんなが知っているべき情報もあれば、パスワードもあり、分けて管理しなければいけないのではないのでしょうか。1冊でどのように管理すればよろしいのでしょうか。

(事務局)

ノートの使い方については、ご自身の情報整理に使用していただく目的で使用していただき、法的な効力を持たないものとして捉えていただきたいと思います。管理や保管は基本的には記入者自身で適正な管理をお願いするよう運用していきます。

(委員（長野県司法書士会）より補足)

記載項目には個人情報が多く含まれており、どの程度記入するかは記入者にご判断いただいてもよいかと思います。例えば、パスワードやIDは別のものを書いていただくなど、記入者のそのときの状況や人間関係、お話する相手によって変わってきます。全てを記入しましょう、という趣旨ではありません。

もうひとつ申し上げますと、私共が相続のお手伝いをさせていただくときに、財産を調べることが大きなポイントになります。わからない財産がそのまま見過ごされてしまうケースもごございますので、そういった趣向で作られています、全部書いてください、と強制するものではない旨、ご承知いただければと思います。

(委員)

このノートは個人の備忘録として捉えてよいのでしょうか。

(委員（長野県司法書士会）)

そのように考えています。

【質疑回答】

(委員)

記載項目にIDとパスワードを同時に書かせるというのは、昨今のデジタル資産の管理方法から見てもかなり危ないのではないかと思います。これはもう既に配布しているのでしょうか。

(事務局)

まだ松本市としては配布していません。

(委員)

先ほど、委員よりすべて記載するものではない、とおっしゃっていましたが、と  
いいつつも、書く方は書くと思います。ですので、注意喚起でよいのか、仕組みを  
どうしていくか、といった少し踏み込んだ対応が必要ではないでしょうか。

(事務局)

注意書きの差し込み等も含め、対応を検討していきます。

- (3) 松本市空き家等の適正管理に関する条例の改正について  
事務局から資料3を説明

【質疑回答】

(委員)

緊急安全措置を実施した旨の通知をした後は、除却にむけた動きを取っていくの  
でしょうか。

(事務局)

緊急安全措置で一時的に危険な状態を解消したが、それでも根本的な解決になら  
ない場合は、引続き所有者にアプローチをし、空き家の管理をお願いしていきます。  
それでも改善が見られない場合は、代執行等も視野に入れて検討していくことにな  
るかと思います。

(委員)

これまで、「緊急安全措置があればよかったのに。」という事例はありますか。

(事務局)

市内で老朽化が進んで一部倒壊している空き家があり、緊急安全措置があれば事  
前にロープで固定したり、近づかないように注意喚起ができた、という例がありま  
す。

その他の意見、質問なし、終了